

神奈川県監査委員公表第 15 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 29 年 12 月 28 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 高 岡 香  
 同 太 田 眞 晴  
 同 森 正 明  
 同 大 村 博 信

1 措置の対象となった監査の結果

平成 29 年 8 月 29 日（神奈川県公報号外第 39 号）神奈川県監査委員公表第 11 号で公表した不適切事項のうち教育委員会を除く 27 箇所に係る 37 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県緑県 税事務所	平成29年 1 月 31日（平成28 年12月 9 日職 員調査）	（不適切事項） 税務事務において、法 人事業税及び地方法人特 別税の申告内容の調査等 に当たり、2 以上の都県 に事務所等を有して事業 を行う法人について、課 税標準の総額を関係都県 に分割するための基準の 一つである事務所等の数 が誤っていることを看過 し、修正申告書を提出さ せるなど必要な措置を講 じていなかったため、1 件、196,539,100円が徴収 不足であった。	不適切事項については、法人 事業税及び地方法人特別税の申 告内容の確認が不十分であった ことから、課税標準の総額を関 係都県に分割するための基準の 一部に誤りがあることを看過し たものであり、徴収不足分につ いては、速やかに調査の上、法 人に指導を行ったところ、平成 28年12月20日に自主的に修正申 告書の提出があり、平成28年12 月22日に納付済である。 今後は、このようなことがな いよう、複数の職員による確認 を徹底することにより、適正な 事務執行に努めることとした。

(2) 安全防災局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
-------------	-------	-------	-------

神奈川県温泉地学研究所	平成29年2月10日（平成29年1月11日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、人事給与システムに入力されていなかったため、週休日に実施された総合防災訓練に参加した職員2名に対して、時間外勤務手当2件、40,723円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成29年3月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、休日出勤に対する服務について、直接監督者と職員との間で認識を共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。
-------------	----------------------------	---	---

(3) 県民局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平塚児童相談所	平成29年3月13日（平成29年2月10日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処分等の委託契約（契約額272,160円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を記載していなかった。	不適切事項については、法令の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、法令の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木児童相談所	平成29年2月20日（平成28年12月14日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、次のとおり誤りがあった。 1 週休日に実施された研修に参加した非常勤職員1名に対して、勤務の割り振りの変更を行わずに1週間当たりの決められた勤務時間を超えて勤務させていたにもかかわらず、時間外勤務手当1件、21,043円を支給してなかった。 2 週休日に実施された研修への公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システム	不適切事項の庶務事務については、次のとおり措置した。 1 時間外勤務手当については、平成29年1月30日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、各課における勤務管理と庶務事務システム入力を適切に行うことを徹底するとともに、職員に対し、時宜を得た説明会を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 旅費については、平成29年1月30日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、各課における勤務

		に入力されていなかったため、旅費2件、1,760円を支給していなかった。	管理と庶務事務システム入力を適切に行うことを徹底するとともに、職員に対し、時宜を得た説明会を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立中里学園（平成29年3月31日廃止）	平成29年3月8日（平成28年12月27日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、公用車の冬タイヤから夏タイヤへの交換及びホイールバランス調整に要する経費1件、4,320円の執行に当たり、予算科目を「（節）需用費」とすべきところ「（節）役務費」で執行していた。</p> <p>2 現金事務において、前渡金（5,000円）を神奈川県財務規則等の定めるとおりに保管しないまま、これを紛失しており、前渡金の管理が不適切であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものであり、平成29年1月10日に科目更訂を行った。</p> <p>    今後は、このようなことがないように、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な執行事務に努めることとした。</p> <p>2 現金事務については、神奈川県財務規則等の定めるとおりに前渡金を管理しなかったことによるものである。</p> <p>    今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則等の規定に基づく現金の取扱いの厳守を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(4) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県東部漁港事務所	平成29年3月6日（平成29年1月17日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、漁港施設使用料の収入未済に係る督促状の発行に当たり、当該発行日から起算して10日を経過した日が金融機関の休日に当たる日とした結果、神奈川県財務規則の規定に反し、12日を経過した日を督促状の指定期限としているものが1件、87,600円あった。</p>	<p>不適切事項については、担当者の錯誤によるものである。</p> <p>    今後は、このようなことがないように、新たに「調定日確認シート」を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

神奈川県横浜川崎地区農政事務所	平成29年3月27日(平成29年2月13日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、空調機交換工事契約(契約額999,000円)の執行に当たり、空調設備工事のうち空調機器類本体(548,640円)について「(節)備品購入費」で、また、撤去工事のうち冷媒ガス回収・破壊処理費(36,720円)について、「(節)委託料」でそれぞれ執行すべきところ、これらを含めた全額を「(節)需用費」で執行していた。	不適切事項については、機器類本体の購入費、冷却ガス回収・破壊処理費等の交換工事費用を含め、空調機交換工事は、すべて需用費で執行できると誤認していたことによるものであり、平成29年3月27日に適切な節に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないように、流用を含め、早期に予算を確保するとともに、会計部門など関係機関に相談することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県畜産技術センター	平成29年2月21日(平成29年2月20日及び21日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公共交通機関を利用した出張に当たり、人事給与システムに入力されていなかったため、旅費1件、1,456円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成29年2月24日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県県央家畜保健衛生所	平成29年2月21日(平成29年1月26日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物の運搬及び処理の委託契約(単価契約、概算総価246,888円)の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により義務付けられている最終処分場の所在地、最終処分方法及び最終処分に係る施設の処理能力に関する事項を記載していなかった。	不適切事項については、法令に係る理解不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、法令の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

(5) 保健福祉局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平	平成29年4	(不適切事項)	

塚保健福祉事務所	月7日(平成29年2月7日及び同月8日職員調査)	財産管理事務において、行政財産の使用許可の的行わずに電柱に通信線が共架されているものが1件あった。これにより、平成28年度における共架柱に係る使用料1件、2,170円が徴収不足であった。	不適切事項については、行政財産の管理に当たり、現状確認が不十分であったことによるものであり、平成29年3月31日に設置者からの行政財産の使用許可申請を受け、平成29年4月11日に不足分を徴収した。 今後は、このようなことがないように、定期的に現状確認等を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター	平成29年4月25日(平成29年2月10日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、領収した現金を神奈川県財務規則の定める期限内に指定金融機関等に納付していないものが1件、51,160円あった。	不適切事項については、領収した現金を指定金融機関等に納付するに当たり、関係規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定を十分確認するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター	平成29年2月2日(平成28年12月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託契約(契約額6,868,800円)の予定価格の積算に当たり、積算項目の一つである燃料代について消費税等を二重に加算したため設計額が41,040円過大であった。この結果、契約額が11,880円過大となっていた。	不適切事項については、設計額の積算に当たり、ガソリン価格に対する検討が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立衛生看護専門学校	平成29年4月26日(平成29年2月14日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、社会保険料の納付に当たり、平成27年度に生じた事業主負担分に係る再配当額が不足したため、支出手続を納付期限内に行うことができず、期限後に納付しているものが1件、47,260円あった。その結果、平成28年度において延滞金200円を支払っていた。	不適切事項については、共済費の算定誤りにより生じた不足額に係る追加再配当の事務処理、さらに追加再配当後における執行手続に時間を要したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、新たに当該予算の再配当に係る差引簿を作成し、複数の職員による確認作業を強化することにより、適正な事務執行に努めること

			とした。
神奈川県立よこはま看護専門学校	平成29年3月28日(平成29年1月23日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、後納郵便代の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、支出負担行為及び支出命令について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県精神保健福祉センター	平成29年3月28日(平成29年1月19日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医の診察の際に必要な通訳料1件、33,000円の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税3,369円を源泉徴収していなかった。	不適切事項については、所得税法第204条第1項に定める源泉徴収に関する事務の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、個人に支払を行う際に源泉徴収を失念していないか注意するとともに、疑義がある場合には管轄の税務署に確認等を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立さがみ緑風園	平成29年2月3日(平成28年12月12日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 産業廃棄物収集・運搬、処分業務委託契約(契約額164,160円)の締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を、契約書に記載していなかった。また、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.8%とすべきところ、年2.9%と記載していた。 2 一般廃棄物である残飯の処理に係る契約(契約額480,000円)に当たり、一	不適切事項の契約事務については次のとおり措置した。 1 産業廃棄物収集・運搬、処分業務委託契約書に必要な事項が記載されていなかったこと及び記載内容が誤っていたことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係規定等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、再発防止に努めることとした。 2 一般廃棄物の収集・運搬及び処分の許可を有していない養豚業者と契約したことについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係規定等の理解が不十分であったことによるものであり、一般廃棄物の許可が

		<p>般廃棄物の収集・運搬及び処分の許可を有していない養豚業者と契約を締結し、処理を委託していた。</p>	<p>必要である残飯処理委託については、一般廃棄物の許可業者に処理を委託することとした。</p> <p>今後は、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、再発防止に努めることとした。</p>
神奈川県動物保護センター	平成29年2月9日(平成29年1月10日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、自動販売機設置事業者から徴収する光熱水費立替収入の調定に当たり、会計年度が異なるにもかかわらず、同一事業者から過大に徴収した平成27年度分の立替収入1件、6円を平成28年度分の立替収入から差し引いていた。</p>	<p>不適切事項については、会計年度に関する理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、会計事務の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(6) 産業労働局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県産業技術センター(平成29年3月31日廃止)	平成29年3月29日(平成29年1月11日から同月13日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の立替収入の徴収に当たり、清掃料及び下水道料を算入しなかったため、9件、2,918円が徴収不足であった。</p> <p>2 庶務事務において、週休日等の振替の対象とならない3時間の勤務を行った管理職手当の支給対象職員1名に対して、職員の給与に関する条例の規定に基づく管理職員特別勤務手当、1件、8,000円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、内容の確認が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成29年2月6日に収入済みである。</p> <p>2 庶務事務の管理職員特別勤務手当については、平成29年2月16日に本人に支給した。</p>

(7) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県平	平成29年2月	(不適切事項)	

塚土木事務所	10日（平成28年12月21日、同月22日及び同月26日職員調査）	<p>収入事務において、神奈川県都市公園条例に基づく公園施設の設置許可等に係る使用料5件、2,113,465円について、調定が三月を超えて遅れていた。</p> <p>また、神奈川県都市公園条例の改正により、平成28年度から、算出した使用料の額が100円に満たないときは、その額を100円とすることとされているが、算定式により算出した額で使用料をそのまま徴収したことにより、2件、20円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、進行管理及び神奈川県都市公園条例の確認が不十分であったことによるものであり、徴収不足分については、平成29年1月10日及び同月16日に10円ずつ収入済である。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理及び条例等の確認の徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県藤沢土木事務所	平成29年1月27日（平成28年12月16日、同月19日及び同月20日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務において、現金領収に係る現金取扱員から現金出納員への引継ぎに当たり、領収当日の最終領収書裏面に収入金の集計を記載していなかったものが、13件、8,240円あった。</li> <li>2 支出事務において、タクシー借上料の支払に当たり、請求書の内容確認が不十分であったため、誤った請求額に基づき支払っており、6件、2,160円が支払不足であった。</li> <li>3 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配管類に係る行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより使用料1件、300円が徴収不足であった。</li> </ol> </li> </ol>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものであり、現金領収書の収入金集計（13件、8,240円）については、平成28年12月21日に記載済である。</li> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <li>2 支出事務については、福祉タクシー（特定大型車）借上げに係る請求書の内訳に記載されている料金と関東運輸局長認可運賃の突合が不十分であったことによるものであり、支払不足のタクシー借上料（6件、2,160円）については、平成29年2月14日に支払済である。</li> <p>今後は、このようなことが</p> </ol>

		<p>(2) 利用目的が駐車場である普通財産（坂ノ下駐車場ほか1件）の有償貸付に当たり、消費税の非課税取引に該当するものと誤認し、普通財産の貸付料算定基準に定める消費税及び地方消費税相当額を貸付料に含めなかったため、平成27年度における貸付料2件、49,494円、平成28年度における貸付料1件、14,636円が徴収不足であった。また、利用目的が駐車場である行政財産（汐見台庁舎敷地2件）及び普通財産（寒川町田端廃川敷ほか5件）について、当初の財産管理状況を把握するための平面図などの財産管理関係書類を保管していなかった。</p>	<p>ないよう、福祉タクシー（特定大型車）については、最新の関東運輸局長認可運賃と請求書の料金を突合するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 配管類に係る行政財産の使用許可については、財産関係の条例の改正内容についての確認が不十分であったことによるものであり、徴収不足の行政財産使用料（1件、300円）は、平成29年2月22日に収入済である。</p> <p>    今後は、このようなことがないよう、財産関係の条例及び通知を十分に確認するとともに、複数の職員による条例及び通知を含めた確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 普通財産の貸付料算定基準に定める消費税及び地方消費税相当額を貸付料に含めなかったことについては、土地の貸付に際しての消費税法の理解が不十分であったことによるものであり、徴収不足の貸付料（1件、14,636円）は、平成29年4月17日に収入済である。</p> <p>    今後は、このようなことがないよう、駐車場に係る新規の土地使用許可及び貸付に際しては対象地の管理状況を十分確認し、当初手続時の財産管理関係書類の適切な保管を行うとともに、複数の職員による確認</p>
--	--	---	---

			を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木土木事務所	平成29年1月30日（平成28年12月2日、同月5日及び同月6日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、厚木南合同庁舎自家用電気工作物精密点検測定業務委託契約（契約額 604,800円）の実施に当たり、同契約に基づく従事者の資格に係る提出書類を受領していないなど、従事者の一部について資格要件の確認が不十分であった。</p> <p>2 財産管理事務において、配管類に係る行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより平成28年度の使用料1件、130円が過大であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、従事者の一部について資格要件の確認が不十分であったものであり、平成28年12月6日に作業責任者の業務経歴書を提出させ、所定の資格要件を確認した。</p> <p>  今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、「行政財産の使用許可に係る使用料計算要領」の確認が不十分であったことから、計算を誤ったものであり、過大分については、平成29年3月28日に戻出により是正した。</p> <p>  今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県厚木土木事務所東部センター	平成29年1月30日（平成28年12月8日、同月9日及び同月12日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、河川占用許可に伴う使用料及び庁費立替収入の収入未済について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促を行っていないものが河川使用料1件、14,300円、納付期限後20日以内に督促状を発行していないものが庁費立替収入1件、1,146円あった。</p> <p>2 財産管理事務において、消防用設備点検結</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、河川使用料の収入未済に対し、神奈川県財務規則の規定に反し、督促を行っていないものは、未済確認の方法を誤解し、未済がないものと誤認したものであったが、当該使用料については、平成28年6月24日に収入済である。</p> <p>  また、庁費立替収入の収入未済に対し、納付期限後20日以内に督促状を発行していないことは、督促に係る認</p>

		<p>果は消防法に基づき3年ごとに消防長へ報告する必要があるにもかかわらず、平成22年度点検結果を報告した以降、報告を行っていませんでした。</p>	<p>識不足から収入状況の確認が遅れたことによるが、平成28年6月7日に督促状を発行し、平成28年6月17日に収入済である。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による納付期限や督促状発行の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、消防用設備点検における消防法に基づく消防長への報告義務について、認識が不足していたことによるものであり、平成29年4月26日に平成28年度消防用設備点検結果を消防長へ報告した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、3年ごとに報告義務があることを認識できるよう、平成29年度から、消防用設備保守点検委託業務契約書に当該報告義務についての記載を追加することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県西土木事務所	平成29年3月21日（平成29年2月2日、同月3日及び同月6日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>工事事務において、篠窪大橋新設（上部工）工事の変更契約額の積算に当たり、現場で発生するH鋼材等のスクラップ処分について、当初積算と同様に運搬費と積卸費を計上せずに積算していたため、変更後の契約額（397,749,960円）が201,960円過少であった。</p>	<p>不適切事項については、変更契約に係る設計額の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、変更設計時においても設計積算のチェックリストを活用するなど、複数の職員による確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県西土木事務所小田原土木センター	平成29年3月21日（平成29年2月8日から同月10日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>工事事務において、道路災害防除工事の変更契約額の積算に当たり、道路法面に施工する法枠工</p>	<p>不適切事項については、設計額の積算に関する理解及び確認が不十分であったことによるものである。</p>

		のラス張工について、当初積算と同様に誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の契約額(35,790,120円)が328,320円過少であった。	今後は、このようなことがないよう、関係規定を十分理解した上で積算及び確認を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県横浜川崎治水事務所	平成29年3月16日(平成29年2月13日及び同月14日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、人事給与システムに入力されていなかったため、正規の勤務時間を超えて住民説明会業務に従事した職員2名に対して、時間外勤務手当2件、27,414円を支給していなかった。	不適切事項の時間外勤務手当については、平成29年3月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(8) 企業局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁津久井水道営業所	平成29年2月3日(平成28年12月15日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、受注者に対する指導・監督が十分でなかったため、次のとおり誤りがあった。 1 相模原市緑区中野186番地付近配水管改良工事(契約額31,296,240円)の施工に当たり、契約図書(現場説明書)で定める水道工事標準仕様書に基づき、既設配水管撤去工において、玉掛けを2点吊りで施工させるべきところ、1点吊りで施工されており施工の安全性が確保されていなかった。また、配水管布設工において、仮設の土留工が必要な箇所について土留めが実施されていない箇所があった。	不適切事項の工事事務については、次のとおり措置した。 1 契約図書(現場説明書)で定める水道工事標準仕様書に基づき、既設配水管撤去工において、施工の安全性が確保されていなかったことについては、受注者に対する指導・監督が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、受注者に対する安全確保の指導の徹底及び安全パトロールの強化を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 コンクリート舗装の路面復旧について、契約図書(現場説明書)で定める水道工事標準仕様書に基づくコンクリートの必要な養生期間が確保されておらず、その理由等も施工計画書に記載されていなかったことについては、受注者

		<p>2 相模原市緑区小淵806番地付近配水管改良工事（契約額19,548,000円）に係るコンクリート舗装の路面復旧について、耐久性、水密性など所定の品質を確保するため、契約図書（現場説明書）で定める水道工事標準仕様書に基づくコンクリートの必要な養生期間が確保されておらず、その理由等も施工計画書に記載されていなかった。また、交通開放に当たり監督員の承諾を受けていなかった。</p>	<p>に対する指導・監督が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、施工計画書と水道工事標準仕様書の照合を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県企業庁平塚水道営業所</p>	<p>平成29年4月3日（平成29年1月24日及び同月25日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>工事事務において、大磯町東小磯311番地付近配水管改良工事の変更契約額の積算に当たり、ブロック舗装について、ブロック材料及び舗装面積の変更に伴い、変更後の単価に変更後の数量を乗じた金額に加えて、変更前の単価に変更後の数量を乗じた金額を誤って計上したため、変更後の契約額（50,113,080円）が1,235,520円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、変更設計書の作成過程において、確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、設計書の違算防止のためのチェックリストに設計変更時における項目を追加し、確認体制の強化を図るとともに、企業庁内で情報の共有化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>